

認証区分 A (断熱材製造事業者) 製品認証審査要綱

2021年9月1日改訂

本審査要綱は、JIS 規格のある断熱材において、JIS 認証を持つ断熱材製造事業者が申請する JIS 規格値を表示する製品の優良断熱材認証を行うに当たり JIS 認証を確認することで断熱材の基本的な製造手順及び技術的生産条件、品質管理体制、製品品質が確保されていることを審査する際の要綱を定める。

1. 認証の範囲

認証の範囲は、製品基材の当該 JIS 種類毎とする。

表1. 認証の範囲

JIS 規格	基材の種類	認証範囲
JIS A 9521	グラスウール断熱材	各種類
	ロックウール断熱材	
	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	
	硬質ウレタンフォーム断熱材	
	ポリエチレンフォーム断熱材	
	フェノールフォーム断熱材	
JIS A 9511	ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号、1号、2号、3号、4号
	押出法ポリスチレンフォーム	1種(a, b)、2種(a, b)、3種(a, b)
	硬質ウレタンフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号)
	ポリエチレンフォーム	1種、2種
	フェノールフォーム	1種(1号、2号)、2種(1号、2号、3号)、3種(1号)

【区分A】

2. 書類審査

申請者は以下の書類を提出し書類審査を受ける。書類審査は申請時における事務局による「形式審査」を経て、審査委員会による「本審査」が行われる。

表2. 申請書類および書類審査内容

申請書	添付資料	書類審査内容		初回審査	更新審査
様式1. 申請書(全認証区分共通)	<ul style="list-style-type: none"> 会社案内等 会社法人登記・登記事項証明書 JIS 認証証(写)・付属書(写)、直近の定期認証維持審査の判定結果通知書(写) 	①会社の確認	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書記載の代表者、本社、事業所等の所在地および名称が申請書と一致している事 第三者認証が維持されている事 	○ 必要	× 不要
		②申請事業区分の確認	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書に当該事業が記載されており申請事業区分と一致している事 	○	×
		③品質管理体制	<ul style="list-style-type: none"> JIS 認証が継続している事 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象製品が含まれているカタログ、施工マニュアル、製造仕様書等、又は品質証明書 	④製品を販売していることの確認	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象製品がカタログ等に含まれており、製品規格が記載されている事 ※カタログ等がない場合は、製品名・表示性能に係わる製品規格を記載した品質証明書(社判捺印要)を提出する事 	○	○
		⑤製品区分	<ul style="list-style-type: none"> 申請対象製品の商流(発注元、販売先等)が分かる事 	○	×
		⑥認証区分、品目と製品名	<ul style="list-style-type: none"> 実施規定3.(1)に即した記載と内容である事 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 当該認証区分申請の理由説明書 	⑦区分A(製造事業者)とした理由	<ul style="list-style-type: none"> 客観的事実に基づき説明されている事 	○	×
	<ul style="list-style-type: none"> 「様式18. 安全宣言書」 ホルムアルデヒド放散等級 F4☆およびノンフロンであることの説明資料 	⑧健康安全性及び環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は、製品が健康・環境に対して安全であることを宣言する事 F4☆およびオゾン層破壊物質、地球温暖化ガスを使用していないことが外部公表資料等で説明されている事 その他、安全が懸念される材料を製品に使用している場合は安全と判断した理由が説明されている事 	○	○

【区分A】

	・安全データシート		・申請対象製品全ての安全データシート(SDS)が添付されている事		
	・表示値の説明資料	⑨申請対象製品に表示する性能表示マークの内容	・製品性能表示値が JIS 規格値である事	○	○

※更新審査の場合：認証期間中に変更された安全データシートおよび外注製造工程管理審査関連資料において、前回審査時以降に変更があった場合はその旨を添えて最新の資料を提出する。

3. 判定

審査委員会は、書類審査により JIS 認証の登録および更新が確認でき、かつ製品表示性能値が JIS 認証範囲内にあり JIS 規格値であることが確認できた場合、(一社)日本建材・住宅設備産業協会 優良断熱材 区分 A 製品として合格と判定し認証する。

事務局は速やかに申請者に対しその旨を通知するとともに、「様式6. 認証書(製造事業者)」を申請者に対して発行する。

問題があると判定した場合は、申請者に対して「様式8. 不合格通知書」でその理由を報告し、改善対策について打診する。